解散公告

当社は、平成二十五年三月二十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

福岡県宗像市上八一六七三

ＭＪ企画合同会社ＬＬＣ

清算人　市津　純一

解散公告

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

福岡市南区弥永五丁目四番二七号

有限会社後藤建設

清算人　川鍋　久美

解散公告

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

大分県中津市中央町一丁目二番二号

有限会社中津カラー

代表清算人　永松　進

解散公告

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

大分市大字勢家一一〇八番地の二

株式会社ダンパックシステム工業

代表清算人　佐藤　憲史

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

北海道士別市東五条九丁目一六〇七番地一四

財団法人士別中小企業勤労者福祉協会

代表清算人　佐藤　元信

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年十一月二十一日開催の臨時社員総会の決議並びにさいたま市長の認可により、平成二十五年三月二十二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内に申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

埼玉県さいたま市大宮区大成町三丁目五四六番地

医療法人恵成会

清算人　宮下　寧

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

千葉県君津市内箕輪一丁目一番一号

財団法人君津市都市公社

代表清算人　安田　久男

解散公告（第一回）

当法人は、総会の決議を経て平成二十五年三月二十九日付東京都知事の許可により、同年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

東京都杉並区高井戸東二丁目三番四号

社団法人東京都施設給食協会

代表清算人　今井　譲

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十五年三月二十九日奈良県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

奈良県北葛城郡広陵町大字南郷五八三番地一

広陵町土地開発公社

清算人　植村　敏郎

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十五年三月三十一日和歌山県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

和歌山県新宮市井の沢一番三〇号

新宮市土地開発公社

清算人　鈴木　俊朗

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

和歌山県新宮市三輪崎三〇〇六番地

財団法人新宮港湾財団

代表清算人　田岡実千年

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

岡山県浅口郡里庄町大字里見一一〇七番地の二

財団法人備南武道振興会

代表清算人　宮崎　勇次

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

広島県大竹市港町一丁目二番六号

社団法人勤労者福祉港町会館

代表清算人　下松　聰忍

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

佐賀県唐津市西城内一番一号

財団法人唐津市勤労者福祉会館

清算人　下平　義男

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

宮崎県日南市北郷町大藤甲一五一九番地三

財団法人宮崎建設労働者研修福祉センター

代表清算人　守山　正之

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月二十三日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

青森市大字新城字平岡三九九番地二

財団法人ボーイスカウト青森連盟財団

清算人　大柳　繁造

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年三月二十九日山形県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

山形県東田川郡庄内町余目字猿田七番地六

庄内町四ツ興野土地区画整理組合清算事務所

代表清算人　佐藤　貞男